

山 青森県報

第千九百六十七号

平成十四年一月七日(月曜日)

目次

公 告

○建設業者の許可の取消し……………(弘木事務所) ……一

○右 同……………(土木事務所) ……一

出先機関

○土地改良区の役員退任……………(東林水産事務所) ……二

海区漁業調整委員会

○東部海区管内における底魚類のはえなわ漁業の操業の指示(事務局) ……二

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年一月七日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 興都住建

二 氏名 佐藤武祝

三 主たる営業所の所在地 黒石市大字花巻字花巻三三の四

四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第一〇二七〇号

五 取消年月日 平成十三年十二月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十三年十一月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年一月七日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 有限会社ダイゼン

二 代表者の氏名 瀧澤 克次

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字松館字水野平二六の五

四 許可番号 青森県知事許可(般一八)第一四四五八号

五 取消年月日 平成十三年十二月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、左官工事業に係る一般建設業の許可
七 取消しの原因となつた事実

平成十三年十二月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、平内町土地改良区から、次のとおり役員 の 退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年一月七日

東地方農林水産事務所長 山 口 忠 久

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理 事	津島 常雄	東津軽郡平内町大字福館字平川七	平成一三・一〇・一六

海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会指示第一号

青森県東部海区管内における底魚類の採捕を目的とするはえなわ漁業（底はえなわ漁業）の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成十四年一月七日

青森県東部海区漁業調整委員会

会 長 新 田 常 雄

一 操業の制限

次に掲げる海域においては、動力漁船を使用して行う底魚類の採捕を目的とするはえなわ漁業（以下「底はえなわ漁業」という。）の操業をしてはならない。ただし、青森県東部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた者については、この限りでない。

制限海域

青森県下北郡尻屋崎灯台と北海道亀田郡恵山岬灯台中心点とを結んだ直線以東の青森県沖合海域。ただし、下北郡尻屋崎灯台中心点から正東の線以北の海域における同灯台中心点から半径十海里以遠の海域及び下北郡尻屋崎灯台中心点から正東の線以南の海域における共同漁業権漁場を除く。

二 操業の承認

底はえなわ漁業を営もうとする者は、「平成十三年度青森県東部海区底はえなわ漁業操業承認事務取扱要領」により申請し、委員会の承認を受けなければならない。

1 承認海域

下北郡尻屋崎灯台中心点から正東の線と上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境に設置した標柱（基点第九号）から正東の線とによってはさまれた太平洋の海域

2 承認期間

告示の日から平成十四年三月三十一日まで

3 承認対象者

青森県内に住所を有する者であつて、次のいずれかに該当する者とする。

- (一) 平成十三年度に底はえなわ漁業を操業している者
- (二) 委員会が特に認めたる者

4 使用船舶の制限

使用船舶の総トン数は、現在の操業船の総トン数を超えないこととする。

5 承認証の交付

委員会は、承認したときは、底はえなわ漁業操業承認証を交付する。

6 承認の取消

委員会は、この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

三 操業者の遵守事項

- 1 漁具の制限
漁具の総延長は三キロメートル以内とする。
 - 2 漁具の標識
操業中の漁具には、漁具標識を明確にするとともに、船名を明記した名札を付さなければならない。
 - 3 船体の表示
承認を受けた者は、使用する船舶の船橋両側の見やすい場所に、定められた標識を表示しなければならない。
 - 4 承認証の携帯
操業にあたっては、承認証を携帯しなければならない。
 - 5 承認証の書換交付
承認証の記載事項に変更があったときは、速やかに申請し書換交付を受けること。
 - 6 漁獲成績の報告
承認を受けた者は、操業終了後速やかに委員会に漁獲成績を報告しなければならない。
- 四 指示の有効期間
告示の日から平成十四年三月三十一日まで
- 附 則
- 1 平成十三年二月二十八日青森県東部海区漁業調整委員会指示第一号は、廃止する。
 - 2 この委員会指示による廃止前の平成十三年二月二十八日青森県東部海区漁業調整委員会指示第一号の規定に基づいて承認したもので現に効力を有するものは、この委員会指示の相当規定に基づいてしたもののみならず。

平成十三年度青森県東部海区底はえなわ漁業操業承認事務取扱要領

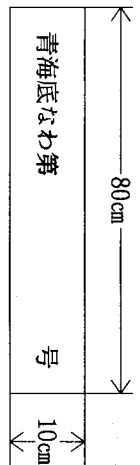
- 一 申請書の提出
- 1 操業承認申請書は、第一号様式により二部作成し、委員会事務局に提出すること。
- 2 操業承認申請書は、その者が所属する漁業協同組合が取りまとめの上提出すること。
- 二 承認等の通知
委員会が承認をしたときは、関係漁業協同組合を経由して通知する。
- 三 承認証の交付
委員会が承認したときは、第一号様式による承認証を関係漁業協同組合を経由し、申請者に手交する。
- 四 標識の様式
船体に表示する標識は、第三号様式のとおりとする。
- 五 承認証の書換え
承認証書換え交付の申請書は、第四号様式によるほか、その手続きについては一から三までの規定を準用する。
- 六 承認証の再交付
承認証を亡失し、又はき損したときは、第五号様式により、速やかに承認証再交付申請書を提出しなければならない。その手続きについては一から三までの規定を準用する。

第2号様式

底 は え な わ 漁 業 操 業 承 認 証	
住 所 氏名又は名称	
承 認 番 号	青 東 海 調 認 底 は え な わ 第 号
操 業 区 域	下北郡尻屋崎灯台中心点から正東の線と上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境に設置した標柱(基点第9号)から正東の線によってはさまれた太平洋の海域
操 業 期 間	告示の日から平成 年 月 日まで
根 拠 地 港	
船 名	船 名
	漁船登録番号
	総 ト ン 数
	推進機関の種類及び馬力数
平成 年 月 日	
青森県東部海区漁業調整委員長 印	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第3号様式



(注 操舵室両側面上部に掲示すること。文字は黒色とする。)

第4号様式

底はえなわ漁業操業承認証書換え交付申請書

平成 年 月 日

青森県東部海区漁業調整委員長 殿

住所

氏名

㊟

底はえなわ漁業操業承認証の書換え交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 承認番号 青東海調認底はえなわ第 号
- 2 承認年月日 平成 年 月 日
- 3 書換えしようとする事項

現在の承認内容	書換えしようとする内容

4 書換えを必要とする理由

- 注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第5号様式

底はえなわ漁業操業承認証再交付申請書

平成 年 月 日

青森県東部海区漁業調整委員長 殿

住所

氏名

㊟

底はえなわ漁業操業承認証の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 承認番号 青東海調認底はえなわ第 号
- 2 承認年月日 平成 年 月 日
- 3 亡失(き損)の理由

- 注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第6号様式

平成13年度底はえなわ漁獲成績報告書

平成 年 月 日

青森県東部海区漁業調整委員長 殿

住所
氏名

- 1 承認番号 青東海調認底はえなわ第 号
 2 船名及び登録番号 丸 AM -
 3 漁獲状況

陸揚港	漁獲月	数量		金額		その他	
		kg	kg	円	円	kg	円
合計							

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。